

兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所 御中

芦屋市都市政策部都市基盤室 御中

令和6年10月13日

ご 連 絡

芦屋市自治会連合会第10ブロック会

平素より南芦屋浜地域の自治会活動に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年7月6日に県と市に提出された「南芦屋浜・南護岸東護岸での魚釣り全面禁止」に関する要望書（以下「本件要望書」といいます。）の取扱い等に関し、本年9月20日、10ブロック会において議決をいたしましたので、当該議決に従い、下記のとおりご連絡申し上げます。

記

本件要望書は、10ブロック会として正式に議決したのではなく、7月19日に行われた県と市との協議にも10ブロック会は参加しておりません。

また、この要望書は、地元住民の総意を反映しているものではありませんので、これを有効な文書とは取り扱わず、同文書に基づいた判断は控えていただきたい旨を、貴県及び貴市に対し、10ブロック会の総意としてご通知いたします。

以上